資　産　の　部

Ⅰ　流動資産

1～10　（略）

（削る）

11～14　（略）

（略）

Ⅱ・Ⅲ　（略）

負　債　の　部

Ⅳ　流動負債

1～6　（略）

（削る）

7～12　（略）

13　資産除去債務　×××

14・15　（略）

（略）

Ⅴ　固定負債

1～6　（略）

7　資産除去債務　×××

8・9　（略）

（略）

Ⅵ　（略）

純　資　産　の　部

Ⅶ～Ⅸ　（略）

備考

1～10　（略）

11　投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。

12　（略）

第2号表

損　益　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

Ⅰ～Ⅳ　（略）

Ⅰ　特別利益

1・2　（略）

3　負ののれん発生益　×××

4～8　（略）

Ⅱ　（略）

備考　（略）

資　産　の　部

Ⅰ　流動資産

1～10　（略）

11　繰延税金資産　×××

12～15　（略）

（略）

Ⅱ・Ⅲ　（略）

負　債　の　部

Ⅳ　流動負債

1～6　（略）

7　繰延税金負債　×××

8～13　（略）

（新設）

14・15　（略）

（略）

Ⅴ　固定負債

1～6　（略）

（新設）

7・8　（略）

（略）

Ⅵ　（略）

純　資　産　の　部

Ⅶ～Ⅸ　（略）

備考

1～10　（略）

11　流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

12　（略）

第2号表

損　益　計　算　書

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

Ⅰ～Ⅳ　（略）

Ⅰ　特別利益

1・2　（略）

（新設）

3～7　（略）

Ⅱ　（略）

備考　（略）